

○厚生労働省告示第二百二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である一般社団法人日本薬業貿易協会について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十九年五月八日をもってその試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

変更前の試験検査を行う事業所の所在地

変更後の試験検査を行う事業所の所在地

大阪府大阪市西区靱本町一丁目六番六号

大阪府大阪府中央区本町二丁目五番七号